

# 公益財団法人日本陸上競技連盟定款細則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 定款第60条に基づき、本連盟の組織運営に関する細部を規定する。

## 第2章 組織

(加盟団体)

第2条 定款第49条に定める加盟団体は、当該都道府県内の陸上競技界を統轄する唯一の団体として、当該都道府県内の陸上競技の普及及び振興を図る。

2. 加盟団体の名称は、都道府県名を冠した陸上競技協会とする。ただし、「都」「府」「県」は付さないものとする。
3. 加盟団体は、毎年3月末日までに次年度の事業計画及び予算に関する書類を、また毎年6月末日までに定款等、役員名簿、前年度の事業報告及び決算に関する書類を本連盟に提出しなければならない。ただし、定款等を変更したとき、役員が交代したとき、または事務所の所在地を変更したときは、そのつど速やかに本連盟に報告しなければならない。
4. 加盟団体は、定款第51条に定める加盟金を毎年6月末日までに納入しなければならない。
5. 加盟団体は、定款第52条に定める加盟団体連絡協議会に出席する代表者を推薦する。

(地域陸上競技協会)

第3条 地域陸上競技協会（以下「地域陸協」という。）は、別表に定める当該地域内に所属する加盟団体をもって組織し、当該地域における陸上競技の普及及び振興を図るとともに、当該地域内の加盟団体の連絡協調を図るものとする。

2. 地域陸協の名称は、地域名を冠した陸上競技協会とする。
3. 地域陸協規約は、各地域陸協において定め本連盟に提出するものとする。
4. 地域陸協は、前項の規約を変更したとき、役員が交代したとき、または事務所の所在地を変更したときは、そのつど速やかに本連盟に報告する。

(加入団体)

第4条 加入団体とは、5名以上をもって組織し、拠点を有する加盟団体に登録した団体とする。

2. 郡市区町村の陸上競技界を統轄する団体も加入団体とし、当該郡市区町村名を冠した陸上競技協会とする。その名称には「郡」「市」「区」「町」「村」を付す。
3. 前項以外の加入団体の名称は、連盟及び陸上競技協会、法人格を持たない個人名及び商品名、反社会的なもの、政治・宗教・主義主張に関するもの、公序良俗に反するもの、競技運営上支障があるもの、その他本連盟が適当でないと考え名称は使用できない。

(協力団体)

第5条 協力団体は、日本実業団陸上競技連合（以下「実業団」という。）、社団法人日本学生陸上競技連合（以下「学連」という。）、財団法人全国高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）、公益財団法人日本中学校体育連盟（以下「中体連」という。）、及び社団法人日本マスターズ陸上競技連合（以下「マスターズ」という。）とする。

2. 協力団体は、役員が交代したとき、または事務所の所在地を変更したときは、そのつど速やかに本連盟に報告する。

### 第3章 評議員及び役員

(評議員)

第6条 定款第14条1項に定める評議員の構成は別表の通りとし、理事会は評議員候補者を評議員選定委員会に推薦する。

2. 地域陸協は別表に従い、本連盟の評議員候補者を理事会に推薦する。
3. 協力団体は別表に従い、協議の上、評議員候補者3名以内を理事会に推薦する。
4. 評議員は就任時において、その年齢が75歳未満でなければならない。ただし、任期中に満75歳を迎えた役員の任期は、当該任期の満了するときまでとする。

(理事)

第7条 定款第28条1項1号に定める理事の構成は別表の通りとし、理事会は理事候補者を評議員会に推薦する。

2. 地域陸協は別表に従い、当該地域における本連盟の理事候補者を理事会に推薦する。
3. 実業団及び学連は、理事候補者各1名を理事会に推薦する。

(代表理事)

第8条 定款第28条2項及び3項に定める代表理事は、本連盟を代表する。

2. 会長は、本連盟の業務を総理する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

(業務執行理事)

第9条 定款第28条2項及び3項に定める業務執行理事は、理事会の決議に基づき本連盟の業務を執行する。

2. 副会長は会長を補佐するとともに、会長の委嘱する担当業務を統括執行する。
3. 専務理事は、理事会の決議に基づき法人の業務を掌理する。
4. 常務理事は、理事会の決議に基づき、担当業務を執行する。

(監事)

第10条 定款第28条1項2号に定める監事は、理事会が監事候補者を評議員会に推薦する。

(役員 of 定年)

第11条 役員は就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

2. 任期中に満70歳を迎えた役員の任期は、当該任期の満了するときまでとする。

(職務遂行)

第12条 評議員及び役員は、法令および定款の定めに従って忠実に、不偏不党、公平を旨とし、善良なる管理者の注意を以ってその職務を遂行しなければならない。

## 第4章 専門委員会

(専門委員会)

第13条 定款第46条に定める専門委員会は総務委員会、強化委員会、法制委員会、財務委員会、競技運営委員会、普及育成委員会、国際委員会、施設用器具委員会、科学委員会、医事委員会、女性委員会とし、各専門事項に関する会務を処理する。

2. 特定の目的に対処するため、理事会の決議を経て、特別委員会を設けることができる。

(委員長及び委員)

第14条 専門委員会の委員長は、理事会の承認に基づき代表理事がこれを委嘱する。

2. 専門委員会の委員は、委員長の推薦に基づき専務理事がこれを委嘱する。
3. 専門委員会には委員長のほか、副委員長及び幹事をおくことができる。
4. 委員長は、評議員会又は理事会に出席して所管事項について発言することができる。
5. 委員長及び委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

## 第 5 章 事務局

(事務局)

第 15 条 定款第 48 条 4 項に定める事務局の規定は別に定める。

2. 事務局長は専務理事のもとで、局務を掌理する。事務局長は評議員会、理事会、その他の会議に出席して発言することができる。
3. 事務局員は事務局長のもとで、所定の業務に従事する。

## 第 6 章 契約

(契約の相手方等に関する条件)

第 16 条 本連盟が第三者と契約しようとするときは、相手方の信用実績等を考慮した上で、会長、専務理事又はいずれかの委任を受けた者が締結する。

2. 本連盟は、相手方若しくは相手方の取引を媒介する者又はその他の関係者（以下「相手方等」という。）が反社会的勢力であることが明らかな場合は、当該相手方と契約を締結しないものとする。

(契約の解除)

第 17 条 前条 1 項により締結した契約について、契約の相手方等が反社会的勢力と判明した場合は、会長、専務理事又はいずれかの委任を受けた者は当該契約を解除することができる。

## 第 7 章 国際協調

(国際協調)

第 18 条 本連盟は定款第 5 条 1 項により、国際陸上競技連盟ならびに国際陸上競技連盟を

通じてアジア陸上競技連盟に加盟し、国際陸上競技連盟ならびにアジア陸上競技連盟の規程（特にドーピング防止規程、紛争の取扱い、および競技者代理人に関する規程）を認識し、適用し、遵守するものとする。

2. 本連盟の理事でない者を国際陸上競技連盟カOUNシルメンバーの候補者とすることはできない。

#### 附則

1. この細則は平成 23 年 8 月 1 日から施行する。
2. 財団法人日本陸上競技連盟寄付行為細則は廃止する。
3. 日本陸上競技連盟諸規約、雑則によりとられた諸措置および決定事項は、この細則によったものとみなす。

別表 理事及び評議員の構成

		理 事	評議員
学識経験		14	10
北海道	北海道	1	1
東 北	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島	1	
関 東	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川, 山梨	2	1
東 京	東京	1	1
北 陸	新潟, 富山, 石川, 福井	1	1
東 海	長野, 静岡, 愛知, 岐阜, 三重	2	
近 畿	滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山	2	1
中 国	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口	1	1
四 国	徳島, 香川, 愛媛, 高知	1	
九 州	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄	2	1
協力団体	実業団, 学連	2	
	実業団, 学連, 高体連, 中体連, マスターズ		3